○関東地方整備局告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第十七号線

三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都世田谷区松原三丁目地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
桑名市長島町松ヶ島字南島四三五番一から同市大字東方字福島前七〇三番一まで	前	一二・四〇～六三・〇〇メートル	一・八二二キロメートル
	後	一五・六〇～八三・三五メートル	一・八二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中部地方整備局告示第三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十一号	可児市柿田字細池八三五番一から同市柿田字細池八二九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十一号	瑞穂市穂積字中原一六六三番一から同市稲里字村西五八〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
相生市若狭野町野々字北川田一二二〇番一から同市若狭野町八洞字五反田一二二番一まで	前	二九・〇〇～五八・〇〇メートル	〇・九二三キロメートル
	後	二九・〇〇～五八・〇〇メートル	〇・九二三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日　近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	相生市若狭野町野々字北川田一二二〇番一から同市若狭野町八洞字五反田一二二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十五年建設省告示第千五百五十一号北部大阪都市計画下水道事業淀川右岸流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十五年十月二十二日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥取県八頭郡八頭町徳丸字中郡原六〇二番三から同町徳丸字下郡原六三一番一まで	前	一七・〇〇～二一・〇〇メートル	〇・一三六キロメートル
	後	一九・〇〇～五四・〇〇メートル	〇・一三六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所